○　件名
　地理的表示メールマガジン第207号（令和6年3月15日）

○　文面

◇◇◇

　農林水産省では、令和５年度に引き続き、GIと観光分野の連携を推進していきます。農業関連事業者の皆様だけではなく、地域の様々な関係団体等と連携し、優良事例の創出を図ることが目的の一つとなっていますので、ぜひ広く周知していただけますと幸いです。

◆本事業の詳細について
　観光庁ウェブサイトURL
　https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000306.html

◆応募受付期間
　令和６年３月８日（金）～４月17日（水）17時（必着）

◆申請団体の要件
・地方公共団体
・観光地域づくり法人（DMO）
・民間事業者等
　※申請団体は、飲食店、宿泊事業者、交通事業者、漁協、農協、地場産業等の関係者、一次産業事業者、その他観光関係団体等の参画を得ることとし、少なくとも３団体以上の異分野の事業者の参画を得ること
　※申請団体がＤＭＯや民間事業者等の場合、実証事業を実施する地域の市区町村との連携を必須とすること
　※申請団体は、連携する関係団体等の同意を得た上で申請すること

◆支給対象経費の規模
　上限：１件あたり2,000万円（税込）

◆お問い合わせ先
　観光庁観光資源課　文化・歴史資源活用推進室
　Mail：hqt-gastronomy-kanko〔★〕mlit.go.jp

【公募・申請手続きに関する質問受付期間】
　令和６年３月15日（金）～令和６年４月10日（水）17時（必着）
　※電子メールによりお問い合わせください。
　〔★〕を〔@〕に変更しお送りください。
　また、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

（編集後記）観光地でGI産品を味わってみませんか
　観光をする際の楽しみと一つとして、現地での食体験があります。
　最近は、インターネットでお取り寄せもできますが、中には輸送によって状態が悪くなるため、その地に訪れないと味わえない産品もあるそうです。また、食事体験だけでなく、収穫、料理の体験も行っていることもあり、ぜひ現地で体験してみたいなと思っています。
　GI産品の地域と結び付いた背景を知って、その地で味わうことで、より思い出に残る観光体験になるかと思いますので、観光の際には、ぜひその地域の自慢の一品であるGI産品を味わってみてはいかがでしょうか。（Y）

※編集後記は地理的表示（GI）担当職員の個人的な雑感を述べたものであり、農林水産省の見解を示すものではありません。

GIGIGIG

住所：〒１００－８９５０　東京都千代田区霞が関１－２－１
電話番号：０３－３５０２－８１１１（内線４２８４）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら
https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html

GIGIGIG